



福島医発第2467号(地)

平成24年 1月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する
特別措置法等の公布について

今般、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等が平成23年12月16日に公布された旨、厚生労働省健康局長より日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

本法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、B型肝炎訴訟については、訴訟のために必要となる医療記録や、和解が成立した無症候性持続感染者に対する医療費の支給内容等を記載した「B型肝炎訴訟の手引き」を平成23年12月27日付け福島医発第2261号(地)にて貴会宛てにお送りしておりますので、適宜ご活用いただくとともに、今後提訴しようとする方等が来院された場合に適切に対応いただけるようご配慮をお願いいたします。

小郡三井医師会より

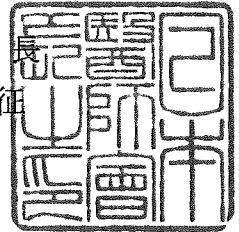
感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

日医発第940号（地Ⅲ211）

平成24年1月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 長
原 中 勝 征



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の
支給に関する特別措置法等の公布について

今般、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染被害の解決を図るため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等が平成23年12月16日に公布され、厚生労働省健康局長より本会宛周知方依頼がまいりました。

本件は、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し給付金等を支給するための措置を講ずるものであります。

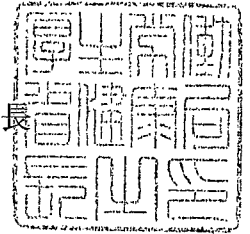
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員ならびに管下郡市区医師会への周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



717
健発第1216第2号
平成23年12月16日

社団法人日本医師会会長殿

厚生労働省健康局長



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案については、本年10月28日に国会に提出され、審議が重ねられてきたところですが、一部修正の上12月9日に成立し、本日、平成23年法律第126号として公布されました。

これを受け、別添のとおり各都道府県知事・各政令指定都市市長・各中核市市長・各保健所設置市市長・各特別区区長あて通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、B型肝炎訴訟については、訴訟のために必要となる医療記録や、和解が成立した無症候性持続感染者に対する医療費の支給内容等を記載した「B型肝炎訴訟の手引き」を厚生労働省のホームページに掲載しているところですので、適宜ご活用いただくとともに、今後提訴しようとする方等が来院された場合に適切に対応いただけるようご配慮をお願いいたします。

各
都道府県知事
政令市市長
中核市市長
保健所設置市市長
特別区区長
殿

厚生労働省健康局長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)案については、本年10月28日に国会に提出され、審議が重ねられてきたところであるが、一部修正の上12月9日に成立し、本日平成23年法律第126号として公布されたところである。法は、一部の規定を除き、平成24年1月13日から施行される。

また、法の公布と同日、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令」(平成23年政令第398号。以下「施行日政令」という。)、
「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令」(平成23年政令第399号。以下「令」という。)、
「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則」(平成23年厚生労働省令第144号。以下「規則」という。)が公布された。

これらの主たる内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨について十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村を始め、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いする。

なお、B型肝炎訴訟については、現在、電話相談窓口(03-3595-2252。年末年始を除く平日9時から17時まで。)を設置するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、B型肝炎訴訟で救済を希望される方々に対し、和解の仕組みを分かりやすくお知らせするための「B型肝炎訴訟の手引き」を掲載しているところであるので、必要に応じて参照されたい。

第一 法の内容

1 目的

この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とするものとする。 （第1条関係）

2 定義

- (1) 「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間において、法律の規定に基づく予防接種又はツベルクリン反応検査が行われた際に、注射針その他医療機器を予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替えることなく、使用したことをいうものとする。 （第2条第1項関係）
- (2) 「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、7歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態（以下「持続感染の状態」という。）になったもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者であつて持続感染の状態になったものをいうものとする。 （第2条第2項関係）
- (3) 「確定判決等」とは、7歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによって生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいうものとする。 （第2条第3項関係）

3 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

- ① 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給するものとする。 （第3条関係）
- ② 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が④イからトまでのいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書を提出しなければならないものとする。 （第4条関係）
- ③ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならないものとする。 （第5条関係）

イ この法律の施行の日（平成24年1月13日）から起算して5年を経過する日（ロにおいて「経過日」という。）

ロ 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

- ④ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とするものとする。 (第6条関係)
- イ 重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者 3,600万円
 - ロ 軽度の肝硬変になり患した者 2,500万円
 - ハ 慢性B型肝炎になり患した者 1,250万円
 - ニ 慢性B型肝炎になり患した者のうち、発症から20年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であって、現に慢性B型肝炎になり患しているもの又は現に慢性B型肝炎になり患していないが、慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの 300万円
 - ホ 慢性B型肝炎になり患した者のうち、発症から20年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であって、ニに掲げる者以外のもの 150万円
 - ヘ イからホまでに掲げる者以外の者 (集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時 (母子感染者については出生時) から20年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者を除く。) 600万円
 - ト イからヘまでに掲げる者以外の者 50万円

(2) 訴訟手当金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査費用を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給するものとする。 (第7条関係)

(3) 追加給付金

- ① 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた者であって、新たに(1)④イからハまでのいずれかに該当するに至ったものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給するものとする。 (第8条関係)
- ② 追加給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、(1)④イからハまでのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならないものとする。 (第9条関係)
- ③ 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに(1)④イからハまでのいずれかに該当するに至ったことを知った日から起算して3年以内に行わなければならないものとする。 (第10条関係)
- ④ 追加給付金の額は、(1)④イからハまでに定める額から、既に支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を控除した額とするものとする。 (第11条関係)

(4) 定期検査費

- ① 支払基金は、(1)④トに該当することを証された特定B型肝炎ウイルス感染者 (以下「特定無症候性持続感染者」という。) が、慢性B型肝炎又は肝がんの発

症を確認するための定期的な検査を受けたときは、その者の請求に基づき、定期検査費を支給するものとする。こと。（第12条第1項関係）

② 定期検査費の支給の請求は、その請求をすることができる時から5年を経過したときは、することができないものとする。こと。（第12条第2項関係）

③ 定期検査費の額は、定期検査に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による定期検査に関する給付の額を控除した額とし、定期検査に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。こと。（第12条第3項及び第4項関係）

(5) 母子感染防止医療費

① 支払基金は、特定無症候性持続感染者が出産した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与（以下「母子感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給するものとする。こと。（第13条第1項関係）

② 母子感染防止医療費の額は、母子感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による母子感染防止医療に関する給付の額を控除した額とする。こと。（第13条第2項関係）

③ 母子感染防止医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から5年を経過したときは、することができないものとし、母子感染防止医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。こと。（第13条第3項関係）

(6) 世帯内感染防止医療費

① 支払基金は、特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者が、B型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与（以下「世帯内感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給するものとする。こと。（第14条第1項関係）

② 世帯内感染防止医療費の額は、世帯内感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による世帯内感染防止医療に関する給付の額を控除した額とするものとする。こと。（第14条第2項関係）

③ 世帯内感染防止医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から5年を経過したときは、することができないものとし、世帯内感染防止医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。こと。（第14条第3項関係）

(7) 定期検査手当

① 支払基金は、特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査2回までに限り、定期検査手当を支給するものとする。こと。（第15条第1項関係）

② 定期検査手当の額は、定期検査一回につき15,000円とし、定期検査手当の支給

の請求は、その請求をすることができる時から5年を経過したときは、することができないものとする。こと。（第15条第2項及び第3項関係）

(8) 定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例

① 支払基金は、特定無症候持続感染者に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。こと。（第16条第1項関係）

② 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合においては、支払基金は、当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が保険医療機関その他病院又は診療所に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関その他病院又は診療所に支払うことができるものとする。こと。（第16条第2項及び第17条関係）

(9) 損害賠償との調整、他の法令による給付との調整、非課税措置その他特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について所要の規定を設けるものとする。こと。（第18条から第25条まで関係）

4 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

(1) 支払基金の業務

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること及びこれに附帯する業務（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）を行うものとする。こと。（第26条関係）

(2) 業務方法書等

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、業務方法書、区分経理、予算の認可、財務諸表、利益及び損失の処理並びに短期借入金について定めるものとする。こと。（第27条から第32条まで関係）

(3) その他

その他特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務について所要の規定を設けるものとする。こと。（第33条から第36条まで関係）

5 費用

(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設けるものとする。こと。（第37条関係）

(2) 交付金

政府は、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。こと。（第38条関係）

6 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。こと。（第42条から第45条まで関係）

7 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日（平成24年1月13日）から施行するものとする。ただし、1、2、4、5、6の一部及び7の一部は、公布の日（平成23年12月16日）から施行するものとする。（附則第1条関係）

(2) 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第2条関係）

(3) 長期借入金

長期借入金及びそれに係る債務保証について規定するものとする。（附則第4条関係）

(4) 交付金の財源

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において5の(2)の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。（附則第5条関係）

(5) 経過措置及び住民基本台帳法の一部改正

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとするほか、住民基本台帳法について所要の規定の整備を行うものとする。（附則第6条及び附則第7条関係）

第2 令の内容

1 法第12条第3項の政令で定める法律

法第12条第3項の政令で定める法律は、次のとおりとする。（第1条関係）

- (1) 健康保険法
- (2) 船員保険法
- (3) 国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- (4) 国民健康保険法
- (5) 地方公務員等共済組合法
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律

2 医療に関する審査機関等

法第17条第1項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とすること。（第2条関係）

3 支払基金への資金の交付

法第 38 条の規定により政府が社会保険診療報酬支払基金に交付する資金は、法第 18 条に規定する特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況及びその見込みを勘案して、交付するものとする。 (第 3 条関係)

4 施行期日等

- (1) この政令は、法の施行の日（平成 24 年 1 月 13 日）から施行するものとする。ただし、3 並びに 4(2)の一部は、公布の日（平成 23 年 12 月 16 日）から施行するものとする。 (附則第 1 条関係)
- (2) 法及びこの政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うものとする。 (附則第 2 条から附則第 7 条まで関係)

第3 施行日政令の内容

法の施行期日は、平成 24 年 1 月 13 日とすること。

第4 規則の内容

1 予防接種又はツベルクリン反応検査を行った者

法第 2 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすること。 (第 1 条関係)

- (1) 地方自治法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 169 号。以下「昭和 39 年地方自治法改正法」という。）第 11 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条の規定及び昭和 39 年地方自治法改正法第 12 条の規定による改正前の廃止前結核予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により廃止された廃止前の結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）をいう。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、東京都の区の存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った保健所長
- (2) 昭和 39 年地方自治法改正法第 11 条の規定による改正後の予防接種法第 5 条及び昭和 39 年地方自治法改正法第 12 条の規定による改正後の廃止前結核予防法第 4 条第 3 項の規定に基づき、昭和 63 年 1 月 27 日までの間、東京都の区の存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った特別区の区長
- (3) 廃止前結核予防法第 4 条第 1 項の規定に基づき、昭和 63 年 1 月 27 日までの間、定期の健康診断を行った学校の長

2 予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律

法第 2 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める法律は、予防接種法及び廃止前結核予防法とすること。 (第 2 条関係)

3 医療機器

法第2条第1項に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、種痘針、乱刺針及び多圧針とすること。（第3条関係）

4 持続感染の状態

法第2条第2項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次のいずれかの場合に該当する状態とすること。（第4条関係）

- (1) 6月以上の間隔をおいて2回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においてもHBs抗原陽性、HBV-DNA陽性、HBe抗原陽性のいずれかに該当すると認められる場合（当該2回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該2回の血液学的検査の間にB型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在していないことを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。）
- (2) 血液学的検査の結果、HBc抗体陽性（高力価に限る。）に該当すると認められる場合
- (3) 上記に掲げる場合のほか、一般に認められている医学的知見に基づきB型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態であると認められる場合

5 施行期日

この省令は公布の日（平成23年12月16日）から施行するものとする。（附則関係）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 272 号)

1 平成 23 年 12 月 16 日 金曜日 官 報

目次

〔法 律〕

○復興庁設置法(一二五)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(一二六)

〔政 令〕

○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三九五)

○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三九六)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令(三九七)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令(三九八)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令(三九九)

〔条 約〕

○社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定(一七)

〔省 令〕

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則(厚生労働一四四)

○社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令(同一四五)

○社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令(同一四六)

〔告 示〕

○社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生に関する件(外務四〇三)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を定める件(厚生労働四五二)

本号で公布された 法令のあらまし

◇復興庁設置法(法律第二二五号)(内閣官房)

1 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

(一) 設置

内閣に、復興庁を置くこととした。(第二条)

(二) 任務

復興庁は、次に掲げることを任務とすることとした。(第三条関係)

(1) 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。

(2) 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

(三) 所掌事務

(1) 復興庁は、(一)の(1)の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどることとした。(第四条第一項関係)

① 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

② 関係地方公共団体の復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。

③ ①及び②に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2) 復興庁は、(二)の(2)の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第四条第二項関係)

① 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

② 東日本大震災からの復興に関する事業に關し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に關する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。

③ 東日本大震災からの復興に關する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 東日本大震災からの復興に關する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、②の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 東日本大震災からの復興に關する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に關する計画を定めること。

ハ 東日本大震災からの復興に關する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画等を通知することにより、執行させること。

④ 東日本大震災からの復興に關し、関係地方公共団体の求めに應じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力をを行うこと。

⑤ 東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画の認定、指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給、復興整備計画の推進、復興交付金事業計画、復興交付金の配分計画並びに復興推進事業、復興整備事業及び復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に關すること。

⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に關すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた東日本大震災からの復興に関し必要な事務
- (3) ②の③に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないうとする。こととした。（第四三条第三項関係）
- 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職復興庁の長は、内閣総理大臣とすることとした。（第六条第一項関係）
- (一) 復興大臣
復興庁に、復興大臣を置くこととし、復興大臣の勧告権及び関係行政機関の長の勧告尊重義務その他所要の規定を整備することとした。（第八條関係）
- (二) 副大臣
復興庁に、副大臣二人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもつて充てられる副大臣を置くことができることとした。（第九條第一項及び第二項関係）
- (2) 復興大臣が指定する副大臣は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐することとした。（第九條第五項関係）
- (四) 大臣政務官
復興庁に、大臣政務官を置くことができることとし、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもつて充てることとした。（第一〇條第一項及び第二項関係）
- (2) 復興大臣が指定する大臣政務官は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐することとした。（第一〇條第五項関係）

- 3 復興推進会議等
復興庁に、全ての国務大臣等をもつて組織する復興推進会議並びに関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもつて組織する復興推進委員会を置くこととした。（第一三條第一六條関係）
- 4 復興局
(一) 復興庁に、地方機関として、岩手復興局、宮城復興局及び福島復興局を置くこととした。（第一七條第一項及び第四項関係）
- (二) 復興局は、復興庁の事務の一部を分掌することとし、これには、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。こととした。（第一七條第二項及び第三項）
- (三) 復興局の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状况に配慮するものとする。こととした。（第一七條第六項関係）
- 5 雑則
復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三三年三月三十一日までに廃止するものとする。こととした。（第二一條関係）
- 6 附則
(一) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- (二) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとした。（附則第二條関係）
- (三) 東日本大震災復興基本法を改正して国会報告規定を設けることその他所要の規定を整備することとした。（附則第三條、附則第一五條関係）

- ◇特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（法律第一二六号）（厚生労働省）
- 1 目的
この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に對し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。こととした。（第一一條関係）
- 2 定義
(一) 「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六三年一月二七日までの間に於いて、法律の規定に基づく予防接種又はツベルクリン反応検査が行われた際に、注射針その他医療機器を予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替へることなく、使用したことをいうこととした。（第二條第一項関係）
- (二) 「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間に於ける集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態（以下「持続感染の状態」という。）になつたもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者であつて持続感染の状態になつたものをいうこととした。（第二條第二項関係）
- (三) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金
(1) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に對し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給するものとし、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求について所要の事項を定めることとした。（第三條、第五條関係）

- (2) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。こととした。（第六條関係）
- イ 重度の肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者 三、六〇〇万円
- ロ 軽度の肝硬変により患した者 二、五〇〇万円
- ハ 慢性B型肝炎により患した者 一、二五〇万円
- ニ 慢性B型肝炎に患した者のうち、発症から二〇年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であつて、現に慢性B型肝炎に患しているもの又は現に慢性B型肝炎に患していないが、慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの 三〇〇万円
- ホ 慢性B型肝炎に患した者のうち、発症から二〇年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であつて、二に掲げる者以外のもの 一五〇万円
- ヘ イからホまでに掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者については出生時）から二〇年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者を除く。） 六〇〇万円
- ト イからヘまでに掲げる者以外の者 五〇万円
- (二) 訴訟手当金
支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査費用を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給することとした。（第七條関係）

三ノ上村の旅行の目的は旅行でなく、

◇特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に
関する特別措置法の施行期日を定める政令（政
令第三九八号）（厚生労働省）
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に
関する特別措置法（平成二十三年法律第一二六号）
の施行期日は、平成二十四年一月一三日とすること
とした。

◇特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に
関する特別措置法施行令（政令第三九九号）（厚
生労働省）

1 特定無症候性持続感染者に係る定期検査費の
額の算定に当たって、定期検査に要する費用か
ら控除する給付の根拠法律は、次に掲げる法律
とすることとした。（第一条関係）

(一) 健康保険法

(二) 船員保険法

(三) 国家公務員共済組合法（他の法律において
準用し、又は例による場合を含む。）

(四) 国民健康保険法

(五) 地方公務員等共済組合法

(六) 高齢者の医療の確保に関する法律

2 社会保険診療報酬支払基金が定期検査費及び
母子感染防止医療費の支払額を決定するに当
たつて、意見を聴く審査機関は、社会保険診療
報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民
健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働
大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審
査に関する組織とすることとした。（第二条関
係）

3 政府が社会保険診療報酬支払基金に交付する
資金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等
の支給の請求の状況及びその見込みを勘案し
て、交付することとした。（第三条関係）

4 その他必要な経過措置を定めるとともに、関
係政令について所要の改正を行うこととした。
（附則第二条（第五条関係））

5 この政令は、一部の規定を除き、特定B型肝炎
ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別
措置法の施行の日（平成二十四年一月一三日）か
ら施行することとした。

◇社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の
協定（条約第一七号）（外務省）

この協定は、日本国とスイスとの間で年金制度
及び医療保険制度の適用調整を行うとともに、両
国での保険期間の通算によりそれぞれの国におけ
る年金の受給権を確立し、もつて両国間の人的交
流・経済交流の促進を図ることを目的とするもの
であり、その内容の概要は、次のとおりである。

1 総則

(一) 協定の対象は、日本国については、年金制
度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公
務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私
立学校教職員共済年金とし、医療保険制度に
関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保
険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等
共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢
者の医療の確保に関する法律により実施され
る制度とし、スイスについては、老齢保険及
び遺族保険に関する連邦法、障害保険に関す
る連邦法及び疾病保険に関する連邦法とす
る。（第二条関係）

(二) 協定は、日本国民又は日本国の出入国管理
に関する法令に基づき日本国の領域内におけ
る永住を適法に認めている者並びにこれらの
家族及び遺族、スイス国民並びにその家族及
び遺族等に適用する。日本国の法令の適用に
当たっては、スイス国民等は日本国民と同等
の待遇を受ける。また、スイスの法令の適用
に当たっては、日本国民等はスイス国民と同
等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2 適用法令に関する規定

(一) 一方の締約国内で就労する者については、
当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第
六条関係）

(二) 一方の締約国の制度に加入する被用者及び
自営業者が他方の締約国に五年を超えないと
見込まれる期間派遣され、又は就労する場合
には、当該一方の締約国の法令のみを適用す
る。その派遣又は自営活動が五年を超えて継
続される場合には、両締約国の権限のある当
局等は、当該一方の締約国の法令のみを引き
続き適用することについて合意することができ

きる。当該派遣又は自営活動の延長期間が五
年を経過した後一年を超えない場合には、当
該一方の締約国の権限のある当局等は、他方
の締約国の権限のある当局等による事前の同
意を得ないで、当該被用者に対して当該一方
の締約国の法令のみを引き続き適用すること
を認めることができる。（第七条関係）

(三) 両締約国の権限のある当局等は、第六条か
ら第九条までの規定の例外を認めることにつ
いて合意することができる。（第一〇条関係）

3 給付に関する規定

(一) 日本国については、日本国の実施機関は、
日本国の法令による給付を受ける権利を確立
するため、スイスの法令による保険期間を考
慮すること等、日本側にのみ適用される特別
の事項を定める。（第二三条（第一五五条関係））

(二) スイスについては、スイスの実施機関は、
スイスの障害保険による通常年金の給付を受
ける権利の取得の要件を満たさない者につい
て、日本国の法令による保険期間を考慮する
こと等、スイス側にのみ適用される特別の事
項を定める。（第一六条（第一九条関係））

4 雑則

(一) 一方の締約国の権限のある当局等から他方
の締約国の権限のある当局等に伝達された個
人情報は、協定を実施する目的のために、か
つ、受領国の法令等に従って使用することが
できる。（第二三条関係）

(二) 協定の解釈等についての意見の相違は、両
締約国間の協議により解決する。（第二六条関
係）

(三) 協定は、効力発生前に給付を受ける権利を
確立させるものではない。協定の実施に当
たつては、協定の効力発生前の保険期間等につ
いても考慮する。協定の効力発生前から一
方の締約国で就労していた者については、そ
の派遣及び自営活動の期間は、協定の効力発
生の日に開始したものとみなす。協定の効力
発生前に行われた決定は、協定により確立さ
れるいかなる権利にも影響を及ぼすものでは
ない。（第二八条関係）

(四) 協定は、両締約国が、効力発生前に必要なそ
れぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互
に通告する外交上の公文を交換した月の後三
箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの
締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約
国に対し書面により協定の終了の通告を行う
ことができ、協定は、終了の通告が行われた
月の後二箇月目の月の末日まで効力を有す
る。（第二九条及び第三〇条関係）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第百二十六号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等（第三条―第二十五条）
第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第二十六条―第三十六条）	第四章 費用（第三十七条・第三十八条）
第五章 雑則（第三十九条―第四十一条）	第六章 罰則（第四十二条―第四十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六十三年一月二十七日までの間において、市町村長、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者が、その期日又は期間及び場所を指定して行った予防接種又はツベルクリン反応検査のうち、当該予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律であつて厚生労働省令で定めるものの規定に基づくものが行われた際に、注射針、注射筒その他厚生労働省令で定める医療機器を当該予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替えることなく、使用したことをいう。

2 この法律において「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「持続感染の状態」という。）になったもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染者に類する者」という。）であつて持続感染の状態になったものをいう。

3 この法律において「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

4 この法律において「訴えの提起等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによつて生じた損害の賠償の請求に係る訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てであつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

第三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

3 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員ののためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続）

第四条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、当該請求をする者又はその被相続人が特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書の正本又は謄本を提出しなければならない。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限）

第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。

一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（次号において「経過日」という。）
二 訴えの提起等を経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日等」という。）から起算して一月を経過する日（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額）

第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者（当該肝硬変（当該肝がんになり患した者にあつては、当該肝がん）を発症した時（当該死亡した者にあつては、当該死亡した時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。） 三千六百万円

二 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）になり患した者（当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。） 二千五百万円

三 慢性B型肝炎に罹患した者（当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者を除く。） 千二百五十万円

四 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該慢性B型肝炎に罹患しているもの又は現に当該慢性B型肝炎に罹患していないが、当該慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの（これらの者のうち、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者を除く。） 三百万円

五 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、前号に掲げる者以外のもの（B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者を除く。） 五百五十万円

六 前各号に掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者にあつては出生の時、母子感染者に類する者にあつては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者を除く。） 六百万円

七 前各号に掲げる者以外の者（B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者を除く。） 五十万円

2 前項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者の病態その他の同項各号のいずれかに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、厚生労働省令で定める。

（訴訟手当金の支給）
第七條 特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に關し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定めるものを支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。

2 訴訟手当金の額は、前項に規定する厚生労働省令で定める費用に係るものにあつては当該検査に通常要する費用を考慮して厚生労働省令で定める額とし、弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬に係るものにあつては当該者に支給される特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に百分の四を乗じて得た額とする。

3 第三條第二項及び第三項の規定は訴訟手当金の支給について、第五條の規定は訴訟手当金の支給の請求について準用する。

（追加給付金の支給）
第八條 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。

2 第三條第二項及び第三項の規定は、追加給付金の支給について準用する。

（追加給付金の支給手続）
第九條 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

（追加給付金の請求期限）

第十條 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに第六條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して三年以内に行わなければならない。

（追加給付金の額）

第十一條 追加給付金の額は、第六條第一項第一号から第三号までに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、同項第一号から第三号までに定める額から、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三條第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（第六條第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる者に対して支給されたものを除く。次号において同じ。）の額

二 既に追加給付金の支給を受けたことがある場合 第三條第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額及び第八條第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額

（定期検査費の支給）

第十二條 支払基金は、確定判決等において第六條第一項第七号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染者」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「定期検査」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費を支給する。

2 定期検査費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができない。

3 定期検査費の額は、当該定期検査に要する費用の額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律（以下「健康保険法等」という。）の規定により当該特定無症候性持続感染者が受け、又は受けることができた当該定期検査に關する給付の額を控除した額とする。

4 前項の定期検査に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

5 第三條第二項及び第三項の規定は、定期検査費の支給について準用する。

（母子感染防止医療費の支給）

第十三條 支払基金は、特定無症候性持続感染者が出生した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給する。

2 母子感染防止医療費の額は、当該母子感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法等の規定により当該特定無症候性持続感染者又は当該特定無症候性持続感染者の子が受け、又は受けることができた当該母子感染防止医療に關する給付の額を控除した額とする。

3 第三條第二項及び第三項の規定は母子感染防止医療費の支給について、前條第二項の規定は母子感染防止医療費の支給の請求について、同條第四項の規定は前項の母子感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

(世帯内感染防止医療費の支給)

第十四条 支払基金は、判決確定日等以後に特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者となつた者(母子感染防止医療の対象となる者を除く。以下「特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者」という。)が、判決確定日等以後に、病院又は診療所からB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「世帯内感染防止医療」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給する。

2 世帯内感染防止医療費の額は、当該世帯内感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法等の規定により当該特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者が受け、又は受けることができた当該世帯内感染防止医療に関する給付の額を控除した額とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は世帯内感染防止医療費の支給について、第十二条第二項の規定は世帯内感染防止医療費の支給の請求について、同条第四項の規定は前項の世帯内感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

(定期検査手当の支給)
第十五条 支払基金は、第十二条第一項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給する。

2 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千円とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は定期検査手当の支給について、第十二条第二項の規定は定期検査手当の支給の請求について準用する。

(定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例)
第十六条 支払基金は、特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証(以下この条において「受給者証」という。)を交付する。

2 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「保険医療機関等」という。)から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合には、支払基金は、定期検査費又は母子感染防止医療費(特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条において同じ。)として当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費又は母子感染防止医療費の支給があつたものとみなす。

4 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該定期検査又は母子感染防止医療に当該支払基金が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第十七条 支払基金は、前条第二項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 支払基金は、前条第二項の規定による支払に関する事務を国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第十八条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当(以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合(この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。)においては、支払基金は、その価額の限度において特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する義務を免れる。

2 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第二十五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、支払基金がこの法律による特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

(他の法令による給付との調整)
第十九条 定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費(第二十三条第一項において「定期検査費等」という。)は、特定無症候性持続感染者、特定無症候性持続感染者の子又は特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者に対し、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により定期検査、母子感染防止医療又は世帯内感染防止医療(同項において「定期検査等」という。)に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

(非課税)
第二十条 租税その他の公課は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)
第二十一条 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務所等への照会)
第二十二条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(定期検査等を行った者等に対する報告の徴収等)
第二十三条 支払基金は、定期検査費等の支給に関し必要があると認めるときは、当該定期検査費等に係る定期検査等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った定期検査等につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)
第二十四条 支払基金は、第十六条第二項の規定による保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 支払基金は、前条第二項の規定による支払に関する事務を国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 支払基金は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ずる、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払を一時差し止めることができる。

(秘密保持義務)

第二十五条 支払基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

(支払基金の業務)

第二十六条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第二十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第二十八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第二十九条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十一条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を含む。第三十八条において同じ。)に充てることができる。

(短期借入金)

第三十二条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十三条 支払基金は、次の方法によるほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に關する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

(協議)

第三十四条 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項又は第二項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(報告の徴収等)

第三十五条 厚生労働大臣は、支払基金又は第十七条第二項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告を徴し、又は当該職員に实地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第三十三条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第三十六条 第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会が意見を述べた場合における同法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「行うため」とあるのは、「行つた後並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に關する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)第十七条第一項の規定に基づき意見を述べたため」とする。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第四章 費用

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金)

第三十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を除く。)に充てるため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設ける。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は、次条の規定により交付された資金及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金の合計額に相当する額から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるとする。

3 第三十三条及び第三十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用について準用する。

4 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を廃止する場合において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

(交付金)

第三十八条 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるときの資金を交付するものとする。

第五章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第三十九条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。)は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の手續、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十二条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十五条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三十三条(第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第四十五条 第二十三条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第四章、第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限等の検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(先行訴訟原告等についての訴訟手当金の特例)

第三条 平成二十三年一月十一日以前に訴えの提起等をし、確定判決等において特定B型肝炎ウイルス感染者であることを証された者に係る第七條第二項の規定の適用については、同項中「百分の四」とあるのは、「百分の十」とする。

(長期借入金等)

第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成二十七年までの間に償還するものとする。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による長期借入金は、平成二十八年度までの間に償還するものとする。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の五十七の二の項の次に次のように加える。

五十七の三 社会保険 診療報酬支払基金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (平成二十三年法律第二十六号)による同法第八條第一項の追加 給付金若しくは同法第十九條の定期検査費等の支給又は同法第十六 條第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交 付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------------------	---

総務大臣 川端 達夫
厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百九十八号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日は、平成二十四年一月十三日とする。

総務大臣 川端 達夫
厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百九十九号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令

内閣は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十二条第三項、第十七条第一項、第三十八条及び附則第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（法第十二条第三項の政令で定める法律）

第一条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第三項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）

六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（医療に関する審査機関等）

第二条 法第十七条第一項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

2 法第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会が意見を述べる場合における同法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「行うため」とあるのは、「行うため並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十七条第一項の規定に基づき意見を述べるため」とする。

（支払基金への資金の交付）

第三条 法第三十八条の規定により政府が社会保険診療報酬支払基金（附則第三条において「支払基金」という。）に交付する資金は、法第十八条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況及びその見込みを勘案して、交付するものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十四年一月十三日）から施行する。ただし、第三条の規定及び附則第四条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 法の施行前に、法第二条第三項に規定する確定判決等（以下この条において「確定判決等」という。）において、法第二条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者（以下この条において「特定B型肝炎ウイルス感染者」という。）に相当する者であることを証された者について、当該者又はその相続人に対して、国による損害の填補として、法第六条第一項各号のいずれかの号に定める額に相当する額の金銭の支払があつたときは、当該者を確定判決等において当該号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者とみなし、かつ、当該者又はその相続人は、法第三条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けたものとみなして、法（第三条から第七条までを除く。）の規定を適用する。

（支払基金が法附則第四条に規定する長期借入金に係る債務を有する場合の特例）

第三条 法附則第四条第一項の規定により支払基金が長期借入金をした場合であつて、当該長期借入金に係る債務を有するときに、第三条の規定の適用については、同条中「附則第三条」とあるのは、「以下この条及び附則第三条」と、「見込み」とあるのは、「見込み並びに支払基金が有する法附則第四条第一項に規定する長期借入金に係る債務の状況」とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十二号から第六十三号まで」を「第四十三号から第六十四号まで」に改め、第六十三号を第六十四号とし、第四十二号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第三十八条の規定による交付金

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

第四百二十九 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令の一部改正)

第六条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第百九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)本則に一号を加える改正規定中「本則に」を「第四百二十八号の次に」に、「四百二十九」を「四百二十八の二」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第七条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条に次の一号を加える。

四 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務(第百二十条第五号において「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。)に限る。)

第百二十条第五号中「こと」の下に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子

条 約

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

条約第十七号

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定

日本国及びスイス連邦は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「スイス」とは、スイス連邦をいう。

(b) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
スイスについては、スイスの市民

(c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則
スイスについては、次条2に掲げるスイスの法律及びその規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関
スイスについては、連邦社会保険庁

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)

スイスについては、老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する権限のある補償基金

(f) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる全ての保険料納付期間、保険料免除期間及び合算対象期間
スイスについては、全ての保険料納付期間及びスイスの法令により保険期間に該当すると定義される期間

ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

(h) 「スイスの領域内に住所を有する」とは、恒常的に滞在する意図をもつてスイスの領域内に滞在することをいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

1 日本国については、この協定は、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。
(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)
(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
(iii) 国家公務員共済年金
(iv) 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く。)
(v) 私立学校教職員共済年金
(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過の又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

(b) 次の法律(その改正を含む。)により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

(ii) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

(iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)

(iv) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

2. If this Agreement is terminated in accordance with paragraph 1 of this Article, rights regarding entitlement to and payment of benefits acquired under this Agreement shall be retained.

In witness whereof, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

Done at Berne on October 22, 2010 in duplicate in the English language.

For Japan:

小松一郎

For the Swiss Confederation:

Y. Rossier

省 令

○厚生労働省令第四百四十四号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則

(予防接種又はツベルクリン反応検査を行った者)

第一条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 地方自治法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十九号。以下この号及び次号において「昭和三十一年地方自治法改正法」という。)第十一条の規定による改正前の予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条の規定及び昭和三十一年地方自治法改正法第十二条の規定による改正前の廃止前結核予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十六号)附則第二条の規定により廃止された廃止前の結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)をいう。次号及び第三号並びに次条において同じ。)第四条第三項の規定に基づき、東京都の区に存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った保健所長

二 昭和三十一年地方自治法改正法第十一条の規定による改正後の予防接種法第五条及び昭和三十一年地方自治法改正法第十二条の規定による改正後の廃止前結核予防法第四条第三項の規定に基づき、昭和六十三年一月二十七日までの間、東京都の区に存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った特別区の区長

三 廃止前結核予防法第四条第一項の規定に基づき、昭和六十三年一月二十七日までの間、定期の健康診断を行った学校の長

(予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律)
第二条 法第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める法律は、予防接種法及び廃止前結核予防法による。

(医療機器)

第三条 法第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、種痘針、乱刺針及び多圧針とする。

(持続感染の状態)

第四条 法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次の各号のいずれかの場合に該当する状態とする。

一 六月以上の間隔において二回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においてもHBs抗原陽性、HBV-DNA陽性、HBe抗原陽性のいずれかに該当すると認められる場合(当該二回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該二回の血液学的検査の間にB型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在していないことを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。)

二 血液学的検査の結果、HBc抗体陽性(高力価に限る。)に該当すると認められる場合
三 前二号に掲げる場合のほか、一般に認められている医学的知見に基づきB型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態であると認められる場合

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百四十五号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第二十七条第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)第二十七条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六条第一項第一号に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する事項

二 その他社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務(法第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務をいう。)に関し必要な事項

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百四十六号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第三十条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。
平成二十三年十二月十六日
厚生労働大臣 小宮山洋子

社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令

(経理原則)

第一条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号。以下「法」という。)第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務(以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。)に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。

(勘定区分)

第二条 法第二十八条の特別の会計(以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計」という。)においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。

一 法第二十六条第一項第一号に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に係る経理

二 法第二十六条第一項各号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理

(予算の内容)

第三条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第八条第二項の規定による経費の指定

二 第九条第一項ただし書の規定による経費の指定

三 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第五条 収入支出予算は、第二条第二項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予算の添付書類)

第六条 支払基金は、法第二十九条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該予算の参考となる書類

2 支払基金は、法第二十九条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第七条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の流用)

第八条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第九条 支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 繰越しに係る経費の支出予算現額

二 前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

三 第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四 第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

(事業計画及び資金計画)

第十条 法第二十九条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一 法第二十六条第一項第一号の規定による特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する事項

二 その他必要な事項

2 法第二十九条の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の用途

三 その他必要な事項

3 支払基金は、法第二十九条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第十一条 支払基金は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第十二条 法第三十条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)である旨及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二 役員の数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三 その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第十条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含み、財政投融资資金を受け入れているときはその受入れに係る目的及び金額を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）
 四 支払基金が対処すべき課題（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係るものに限る。）

（決算報告書）

第十三条 法第三十条第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第十四条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる収入に関する事項

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 次に掲げる支出に関する事項

イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額

ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 流用の金額及びその理由

ホ 支出予算現額

ヘ 支出決定済額

ト 翌事業年度への繰越額

チ 不用額

（附属明細書）

第十五条 法第三十条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ 引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ロ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

ハ イ及びロに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細

二 次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ 役員及び職員の給与費の明細

ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十六条 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

（短期借入金の認可）

第十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する経費に充てたため、法第三十二条第一項の規定により短期借入金金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金金の額

三 借入先

四 借入金金の利率

五 借入金金の償還方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（会計規程）

第十八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（予算総則及び附属明細書の特例）

第二条 平成二十四年度から平成二十八年度までの間、第四条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の借入れの限度額」と、第十五条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金金の明細（借入先並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）」とする。

（長期借入金の認可）

第三条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する経費に充てるため、法附則第四条第一項の規定により長期借入金金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金金の額

三 借入先

四 借入金金の利率

五 借入金金の償還方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

告

示

○外務省告示第四百三三号

平成二十二年十月十二日にベルンで署名された社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十三年十二月十三日はベルンで行われた。よって、同協定は、その第二十九条の規定に従い、平成二十四年三月一日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月十六日

外務大臣 玄葉光一郎

○厚生労働省告示第四百五十二号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第三十三条第二号の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関
信用金庫及び全国を地区とする信用金庫連合会

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金(下記2.の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金
 - イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度) 3,600万円
 - ロ 肝硬変(軽度) 2,500万円
 - ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。) 1,250万円
 - ニ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎
 - (i) 現在、慢性肝炎に罹患している者等(※1) 300万円
 - (ii) 過去、慢性肝炎に罹患した者のうち、(i)以外の者 150万円
 - ホ 無症候性持続感染者(への者は除く。) 600万円
 - ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者 50万円
- (2) 訴訟手当金:弁護士費用、検査費用を支給
- (3) 追加給付金:病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額との差額を支給
- (4) 定期検査費等(※2):無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給
- (5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。
- (6) 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。

(※1) 現に慢性肝炎に罹患していないが、治療を受けたことのある者

(※2) 母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当

(※3) 母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保する。

5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【公布日】平成23年12月16日 【施行日】平成24年1月13日(一部の規定については、公布の日から施行)